文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部 障害福祉課

1	補貝	力金	の彳	呂称等	Ē												4	26年度調査
補	助	金	Ø	2 名	称				文京区	心身	∤障害者(児)	通	所施設合同選	重動会	運営権	甫助金		
根	拠		規	定	等	文京区心身障害者(児)通所施設合同運動会運営補助金交付要綱												
創		設	;	年	月	昭和	60	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	Ţ	29年	終了	予定	2 年 月		
直	近 0	D 見	,直	し年	月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	Ţ						
見	直	l	の	内	容			•										
						款			項		E		大事業			中事	業	実施計画事業番号
予		算		科	目	5 民生費		3 心身 祉費	障害者福		心身障害者福 事業費		心身障害者(施設合同運動			∤障害者 合同運動	香(児)通所 動会	
補	助	金	Ø	• 種	別	☑ 奨励	的補助	助 <u></u>	施設運	営衫	補助 🗌 扶	:助	的補助	投資	的補具	助 [] 利子補	. 給
2	補耳	力金	の机	既要														
補		助		目	的	区内にあの健康と	る心身 参加者	∤障害₹ 背相互の	者(児)通) の交流を流	所が架め	施設を利用す うるとともに、礼	る。 生会	章害者と家族 会の多くの人々	が一 <u>:</u> 々の理	堂に集 !解を瀉	まって そめるこ	運動会を とを目的	通じて心身 とする。
補	助事	事 業	等	の内	容						章害者(児)通 資金について							
補	助対	象:	経費	費の内	9 容						消耗品費 約 2念Tシャツ30			護師幸	及西州 糸	为6万円)、障害者	保険約10万
						□区民		〕地域	活動団体		☐ NPO(特:	定非営利活動	助団体	(5)	事業者	i 🗸	その他
補	助	事	業	業者	等	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入]												
						文京区心	身障	害者(児	1)通所施	設	合同運動会	実行	厅委員会					
						□ 定率	(補	助率			Ì)	□ 定額	(補助]額)
						□ 補助	単価	(補助	助単価				単位)		規定なし	✓ その他
						〔その他の	り場合	· は具体	的に記え	人]						•		
補	助	金	σ)算	出	H26年参考	舍:会場	設営費	約130万	円、	(2)行事保険 競技用消耗品 「シャツ30万円							
						〔定額又	は補助]単価0	り場合は	金客	頁設定の考え	方?	を具体的に記	入〕				
公	募		の	状	況	区報、ホー	ームペ	ニージ										
実使			i 時確	におり 認 方		☑ 領収	書(写	Fし) [型契約書	‡	□ 決算書		☑ 成果物	V	その他	. (実施事	要領
						□ 区単	独		負担害	自合	区 1/2	2	玉		都	1/2	補助対象	教者
補	助 •	単	独	の状	況	☑ 補助	(区上	乗せ無	し)上乗せ	- -の								
						□ 補助	(区上	乗せ有										

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	障害者・児の心身の健康の増進並びに参加者の交流及 び親睦は障害福祉サービスの充実を図るという個別計画 に適合している。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	Α	障害者の社会参加の促進は基本構想にも障害者 計画にも掲げている目標である。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	補助金の性質上、区民が負担すべきものではない。障害者の社会促進に関する補助については行政が主体となって取組む必要がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	Α	実施しなかった場合、事業の開催が不可能になる ためマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	С	
ATIL	交付先は適正な手続きによって決定されているか	С	
	補助金の交付以外の代替策はないか	А	障害者のことを理解している団体の自主性を重んじて実 行委員会形式をとっているため。また、協働協治の観点 から当該補助金以外の代替策はない。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	Α	事業への参加率は高く、一定の効果が認められて いる。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	利用者の負担軽減を図ることにより、障害者の社会参加を促進するという効果が認められている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	多数のボランティアの参加を得ている。また、通所施設の 利用者だけでなく、一般参加者も対象としている。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	А	要綱に基づき交付しており、適正であり、法令等に 抵触していない。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	Α	要綱活動内容を運動会の実施に限定している。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	要綱に基づいた書類の提出により使途を明確にしている。

4 交付実績 (件、千円)

	· // 11////				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
L	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)		
交付(見込み)件数		1	1	1	1		
	決算(予算)額	1,534	1,639	1,953	2,055		
	国庫支出金	0	0	0	0		
	都支出金	767	819	986	1,027		
	その他	0	0	0	0		
	一般財源	767	820	967	1,028		
Г	-			-			

26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)

文京区心身障害者(児)通所施設合同運動会実行委員会

(実行委員会参加施設 ①は~と・ピア②動坂地域活動支援センター③ワークショップやまどり④工房わかぎり⑤本郷福祉センター⑥文京福祉センター⑦大塚福祉作業所⑧小石川福祉作業所⑨だんごさかハウス)参加者総数 717名

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。